

今年も、生活改善にはほど遠い低額勧告！

現場の第一線で奮闘している労働者の働きにこたえる待遇を！

人事院は、政府と国会に対し賃金の「631円、0.15%」の格差にもつづく改善と一時金について0.1月引き上げることと柱とする国家公務員の給与に関する勧告をおこないました。4年連続のべア勧告は、公務労組連絡会などの賃金改善を求める粘り強いたたかいの反映です。しかし、その水準は公務労働者の生活を改善するにはほど遠いものです。さて、9月15日市人事委員会も勧告をおこないました。全教北九州は、人事委員会会見で、教職員の専門職性や職責、特殊性を十分考慮した待遇改善の勧告をするよう要望し、勤務条件の改善等で勧告に取り上げさせることができ、成果をあげました。

2017年人事院勧告の概要

1、人事院は、月例給について0.15%の給与改善(昨年:0.17%)の官民較差があったとして4月に遡って給与改善を行うとしました。しかし、昨年の消費者物価指数は対前年比で0.4%上昇しており、賃上げは物価上昇分にも満たず、実質賃金ではマイナスとなります。これは、アベノミクス効果が民間で働く労働者の賃上げまでに至っていないためです。

2、俸給表の改善では、初任給を1000円(昨年:1500円)引き上げるとともに、若年層も同程度の改定をおこなうなど、昨年同様、初任給と若年層に重点を置いた改定となっています。それ以外の号俸も昨年同様に400円引き上げることが基本とされています。しかし、多くの中高年齢層は賃上げとはなりません。また、現給保障は来年3月で廃止になることから、保障額を受けている教職員(五十五歳以上)は4月から賃下げになります。

※給与制度の総合的見直しとは

1. 5%減額支給措置及び俸給表水準の引き下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止する。

3、一時金は、公務員の年間支給月数(4.3月)が民間を0.12月下回っているとして、0.10月引き上げて4.4月としています。一時金についても4年連続の改善となります。引き上げ分は、今年もすべて勤勉手当に配分するとしています。しかし、人事評価制度は、教職員には人事評価はなじまない現実を考えると、人事評価の結果を勤勉手当に反映させる

☆ 本年度の北九州市人事委員会勧告のポイント

- 月例給、ボーナスともに引上げ(平成29年度実施)
- ① 民間給与との較差361円(0.09%)を解消するため、4月に遡って給料表の水準を引き上げ
- ② ボーナス(期末・勤勉手当)を0.1月分引き上げ、支給月数を年間4.40月(前年4.30月)とし、国に準じて勤勉手当に配分
- 扶養手当の見直し(平成30年度から段階的实施)
- ① 配偶者を特別の取り扱いとしないとする考えに基づき、現在の手当額14000円を、来年度より段階的に削減する。改定後は7500円とする。
- ② 配偶者の扶養手当減額分を原資に用いて、子の手当額を増額し10000円とする。他の扶養親族の手当額は改定前と同額の7500円とする。
- ③ 配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当は廃止する。
※受給者への影響を考慮し、平成33年3月31日までの経過措置を設けて段階的に削減する。
- ◎ 以上が給与、手当に関する勧告です。勧告では、働き方改革、人事評価制度、雇用と年金の接続についての勧告が行われました。

再任用職員も低額改善を

再任用職員の給与についても、月例給と一時金の額は生活改善にはほど遠い低水準の引き上げでした。国公務連の再任用者アンケートでは、約6割が「職務と比較して賃金が低い」と回答しており、労働実態に見合った賃金を望む声がかれました。

任命権者(市教委)との確定交渉では、権限移譲で切り下げられ

た賃金・勤務労働条件等の改善を求め、交渉に臨みます！

昨年度、給与に関して市教委は減額につながる内容を提示しました。また、手当についても、国の水準・基準を盾に市職の条件と同じ支給水準、額を提示した結果、多くの教職員が減額となりました。

今年度から、市費負担教職員となり任命権者の北九州市教育委員会と賃金等の待遇に関わる交渉(確定交渉)を組合とおこなうようになります。

過酷な労働環境のなか、働きに

見合う報酬(給与)を要求！

全教北九州は、今回の確定交渉で5万円(率にして12%)の賃上げを要求しています。この額は、確定交渉に向けておこなった「生活・働き方アンケート」をもとにして出された金額です。今の賃金について、青年の先生からも、「残業が多く、その割に給与は十分もっていない」などの感想も寄せられました。労働条件の厳しいこの北九州で、地域手当が隣の遠賀や京築の教員よりも少ない3%というのにも

単純に合点がいきません。

賃金を上げられないなら、働き詰め労働時間を削減するのが社会のルールではないでしょうか。

切り下げられた休暇制度は、

即時回復、拡充を要求！

このような声を多くの教職員から聞きます。今年から子育て支援休暇がなくなりました。家庭訪問、授業参観等子育てに関わる行事には年休で対応せざるを得なくなりました。「子育て(家庭)と仕事の両立」の制度の拡充は、今の社会の主流なのですが、それに逆行する制度の改善をおこなう北九州の行政には憤りを感じます。

確定交渉では、全教北九州は、「子育て支援休暇」「子の看護休暇」「病休の取得単位」等後退、不便になった権利の回復・充実を求め、10月より市教委と交渉します。また、アンケートの記述に、非常勤の教職員の待遇改善も要望にあがっていました。この件も交渉します。

日本の宝。憲法9条を守ろう！

▶衆議院の解散が決まりそうです。▶安倍内閣は、北朝鮮問題を利用して、「憲法9条に新たに自衛隊の存在を書きこむ」ことをねらっています。▶戦後70年以上にわたり、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力となった9条を変え、日本が再び海外で「戦争ができる国」にするための改憲です。▶私たちは教子を戦場に送るのはゴメンです。平和や基本的人権、民主主義が活かされる政治を求めましょう。

九州北部豪雨への義援金、ありがとうございました。

～教育・こどものために被災自治体教育委員会に渡しました～

9月20日、全教本部中央執行副委員長 土方さんに同行し北九州や全国の教職員から集められた義援金を、被災3自治体(朝倉市・東峰村・日田市)にお渡ししてきました。それぞれの自治体からは教育長、教育次長が対応され、現在の被災地の様子や子どもの教育環境の状況、様子を聞くことができました。

杷木地区や宝珠地区など重機がはいる復旧作業を行っていましたが、地域の人たちが被災前の生活を取り戻すまでにはかなりの時間が必要という実感です。その足で、ボランティアセンターにもたちよりましたが、そこでの話では朝倉だけでもまだ千戸の家の土のかきだしが必要と聞きました。

(日田市教育委員会での贈呈式)



全教北九州も早期の復興に向け、ボランティアを募ります！！

復興に向けてのボランティアを希望される方は、全教北九州の事務所(093-280-4776)まで連絡してください。準備するもの、保険(全教が負担)などの件について詳しくお知らせします。なお、中学校の教員数人が11月3日に行く予定にしています。多くの参加者をお待

35人以下学級を早期に実現させるための行動を！

～教育全国署名がスタート～

今年も、すべての小・中学校に少人数学級が実現できるように街頭宣伝、署名活動を行います。教員にとっても、多忙解消の決め手となる制度要求です。まず、家族、そして職場、市民にその必要性を訴え少しでも多くの署名を集めましょう。今年の目標は、5000筆です。

●街頭署名行動 10月9日(小倉駅前)、11月26日(戸畑駅前)

※どちらも11時からのJR駅頭で街頭宣伝、署名活動です。

❖「子育て・教育を考えるつどい」

今年のつどいは、福岡で開催です。詳しくは、チラシをご覧ください。

❖「中四九青年部学習交流集会」

9月30日より一泊で北九州ハイッを会場に行います。